

5 G サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第 1 章～第 3 章 (略)

第 4 章 付加機能

(付加機能の提供)

第 24 条 当社は、5 G 契約者から請求があったときは、別表 2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。この場合において、付加機能に係る料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

2～6 (略)

(注 1) 本条第 2 項に規定する当社が別に定めるものは、5 G 契約 (コース A に係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するもの及び一般契約に係る区分のうちコース B に係るものを除きます。) においては別表 2 (付加機能等) に規定する迷惑電話おこわり機能、位置情報通知機能、5 G 契約 (一般契約に係る区分のうちコース B に係るものに限ります。) においては別表 2 に規定する迷惑電話おこわり機能とします。

(注 2) (略)

第 5 章～第 13 章 (略)

料金表 (略)

別表 1 (略)

別表 2 付加機能等

1 付加機能

(1) (2)以外のもの

種 類
(略)
位置情報受信機能 (イマドコサーチ)
(略)

(2) (略)

2 (略)

別表 3～別表 7 (略)

[現 行]

第 1 章～第 4 章 (略)

第 5 章 付加機能

(付加機能の提供)

第 24 条 当社は、5 G 契約者から請求があったときは、別表 2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。この場合において、付加機能に係る料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

2～6 (略)

(注 1) 本条第 2 項に規定する当社が別に定めるものは、5 G 契約 (コース A に係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するもの及び一般契約に係る区分のうちコース B に係るものを除きます。) においては別表 2 (付加機能等) に規定する迷惑電話おこわり機能、位置情報通知機能 及び位置情報受信機能 (タイプ 2 に係るものに限ります。)、5 G 契約 (一般契約に係る区分のうちコース B に係るものに限ります。) においては別表 2 に規定する迷惑電話おこわり機能とします。

(注 2) (略)

第 5 章～第 13 章 (略)

料金表 (略)

別表 1 (略)

別表 2 付加機能等

1 付加機能

(1) (2)以外のもの

種 類	
(略)	
位置情報受信機能	タイプ 1 (イマドコサーチ)
	タイプ 2 (イマドコかんたんサーチ)
(略)	

(2) (略)

2 (略)

別表 3～別表 7 (略)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年12月1日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった5Gサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしてします。

(位置情報受信機能に係る経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているタイプ1に係る位置情報受信機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供している位置情報受信機能に移行したものとみなします。

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第 1 章～第 4 章 (略)

第 5 章 付加機能

(付加機能の提供)

第 28 条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表 2 (付加機能等) に規定する付加機能を提供します。この場合において、付加機能の料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

2～6 (略)

(注 1) 本条第 2 項に規定する当社が別に定めるものは、別表 2 (付加機能等) に規定する迷惑電話おこわり機能、位置情報通知機能とします。

(注 2) (略)

第 6 章～第 14 章 (略)

料金表 (略)

別表 1 (略)

別表 2 付加機能等

1 付加機能

(1) X i 契約に係るもの

種 類
(略)
位置情報受信機能 (イマドコサーチ)
(略)

(2) (略)

2 (略)

別表 3～別表 7 (略)

附 則 (令和 3 年 11 月 29 日経企第 2213 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 3 年 12 月 1 日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおり

[現 行]

第 1 章～第 4 章 (略)

第 5 章 付加機能

(付加機能の提供)

第 28 条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表 2 (付加機能等) に規定する付加機能を提供します。この場合において、付加機能の料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

2～6 (略)

(注 1) 本条第 2 項に規定する当社が別に定めるものは、別表 2 (付加機能等) に規定する迷惑電話おこわり機能、位置情報通知機能 及び位置情報受信機能 (タイプ 2 に係るものに限ります。) とします。

(注 2) (略)

第 6 章～第 14 章 (略)

料金表 (略)

別表 1 (略)

別表 2 付加機能等

1 付加機能

(1) X i 契約に係るもの

種 類	
(略)	
位置情報受信機能	タイプ 1 (イマドコサーチ)
	<u>タイプ 2 (イマドコかんたんサーチ)</u>
(略)	

(2) (略)

2 (略)

別表 3～別表 7 (略)

とします。

(位置情報受信機能に係る経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているタイプ1に係る位置情報受信機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供している位置情報受信機能に移行したものとみなします。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

附 則（令和 3 年 11 月 29 日 経 企 第 2213 号）
（実施期日）

- 1 この附則は、令和 3 年 12 月 1 日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（位置情報受信機能に関する経過措置）

- 3 経 企 第 3254 号（令和 2 年 3 月 26 日）の附則第 3 項第 27 号のアの表中、位置情報受信機能に関する部分を次のとおり改めます。

位置情報受信機能（イマドコサーチ）	1 契約ごとに	200円（ 220円）
	1 位置情報蓄積ごとに	5円（ 5.5円）

- 4 この附則実施の際現に、附則実施前の規定により当社が提供しているタイプ 1 に係る位置情報受信機能は、この附則実施の日において、附則実施後の規定により当社が提供している位置情報受信機能に移行したものとみなします。

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第1章～第8章 (略)

料金表
通則 (略)

第1表～第2表 (略)

別表 取扱地域
1 (略)

2 デジタル通信モードに係るもの

通 話 先 区 分		取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)
	アジア2	インドネシア共和国、シンガポール共和国、フィリピン共和国、マレーシア
	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	アゾレス諸島、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、エストニア共和国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、キプロス共和国、ギリシャ共和国、クロアチア共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルコ共和国、バチカン市国、ハンガリー、フランス共和国、フィンランド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、ルーマニア、ルクセンブルク大公国
アフリカ地方	(略)	(略)

(注) (略)

第1章～第8章 (略)

料金表
通則 (略)

第1表～第2表 (略)

別表 取扱地域
1 (略)

2 デジタル通信モードに係るもの

通 話 先 区 分		取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)
	アジア2	インドネシア共和国、シンガポール共和国、フィリピン共和国、 <u>ブルネイ・ダルサラーム国</u> 、マレーシア
	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	アゾレス諸島、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、エストニア共和国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、キプロス共和国、ギリシャ共和国、クロアチア共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルコ共和国、 <u>ノルウェー王国</u> 、バチカン市国、ハンガリー、フランス共和国、フィンランド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、ルーマニア、ルクセンブルク大公国
アフリカ地方	(略)	(略)

(注) (略)

附 則（令和 3 年 11 月 29 日経企第 2213 号）
この改正規定は、令和 3 年 12 月 1 日から実施します